

数字を構成要素とする結合商標の類否が争われた事例

——商標「Factory900」審決取消訴訟事件——

知的財産高等裁判所 平成21年5月28日判決

平成20年(行ケ)第10439号 拒絶審決取消請求事件

石 田 正 己*

抄 録 本件は、「Factory」の文字に「900」の数字を結合してなる「Factory900」の出願商標について、「900」の数字部分は、商品の形式、規格等を表示するための記号又は符号と把握されるとして、「Factory」を出願商標の要部と認定し、「SAPPORO」と「Factory」とを二段に併記した登録商標に類似すると判断した審決の取り消しが争われたものである。判決においては、「Factory900」が全体で一体不可分の商標であるとして、引用された登録商標とは非類似であり、審決の認定に誤りがあるとされた。

数字自体は自他商品・役務の識別力が弱く、他の文字部分によって識別機能が果たされるものとして審理されるのが原則となっているが、本件は「Factory900」の現実の取引実情を考慮して、数字部分を含めた商標全体で識別機能を発揮し得ることを判断した事例であり、今後、同様の事例を検討するに際して参考となり得る判決である。

目 次

1. 事件の概要

- 1. 1 本件商標登録出願の内容
- 1. 2 審査段階における経過
- 1. 3 審決における判断

2. 原告（出願人）の主張の概要

- 2. 1 本願商標についての認定の誤り（取消事由1）について
- 2. 2 引用商標についての認定の誤り（取消事由2）について
- 2. 3 本願商標と引用商標との類否判断の誤り（取消事由3）について

3. 被告（特許庁）の主張の概要

- 3. 1 本願商標と引用商標との類否について
- 3. 2 取消理由1に対し
- 3. 3 取消理由2に対し

4. 裁判所の判断の概要

- 4. 1 本願商標についての認定

4. 2 引用商標についての認定

4. 3 本願商標と引用商標の類否についての判断

5. 判決からみた実務上の考察

- 5. 1 本願商標についての考察
- 5. 2 本願商標の周知・著名性についての考察
- 5. 3 引用商標についての考察

6. 実務上の留意点

7. 最後に

1. 事件の概要

1. 1 本件商標登録出願の内容

本件商標登録出願は、「Factory900」の文字からなる商標（以下、「本願商標」という。）について、政令で定める商品及び役務の区分第9

* 石田国際特許事務所 弁理士 Masaki ISHIDA

類に属する商品を指定して平成19年1月22日に
出願されたものである。出願人は、福井県に本
社を置き、主として眼鏡フレームの製造・販売
等を行っている青山眼鏡株式会社である。

〈本願商標〉

Factory 900

指定商品：

第9類「眼鏡、眼鏡枠」

1.2 審査段階における経過

審査においては、本願商標は、登録第2448828
号商標（以下、「引用商標1」という。）及び登
録第2572132号商標（以下、「引用商標2」とい
う。）と同一又は類似の商標であって、その商
標に係る指定商品（指定役務）と同一又は類似
の商品（役務）に使用するものであるから、商
標法第4条第1項第11号に該当する旨の拒絶理
由通知（平成19年10月2日起案）がなされた。

引用商標1及び2の内容は以下のとおりであ
る。

〈引用商標1〉

**Factory
ファクトリー**

指定商品：

第9類「眼鏡」

第14類「時計」

登録日：平成4年12月27日

商標権者：恵比寿ガーデンプレイス株式会社

〈引用商標2〉

**SAPPORO
Factory**

指定商品：

第9類「眼鏡」

第14類「時計」

登録日：平成5年8月31日

商標権者：サッポロ都市開発株式会社

引用商標1及び2は、いずれもサッポロビー
ル株式会社の名義で出願・登録されたものであ
るが、その後、それぞれサッポロホールディン
グス株式会社傘下の上記商標権者の名義へと変
更されたものである。

拒絶理由通知に対し、出願人は、本願商標は
「Factory900」全体で一連一体の一つの商標と
して著名であることを理由に、「ファクトリー」
の称呼を生じ得る引用商標1、及び「サッポロ
ファクトリー」の称呼を生じ得る引用商標2と
はいずれも外観・称呼及び觀念の全ての点で非
類似である旨主張したが、その主張が認められ
ずに拒絶査定とされたため、拒絶査定不服審判
を請求し、原査定の取消を求めた。

1.3 審決における判断

審決では、引用商標1は、分割（後期分）登
録料不納により、すでにその登録が抹消されて
いることが確認された。そのため、引用商標1
との抵触関係は解消された。

引用商標2との関係では、特許庁は、本願商
標の著名性を否定し、本願商標について、『欧
文字と数字という異種文字からなり、かつ、こ
れらが結合して特別の意味合いを生ずるものと

はいえ、常に一体不可分のものとして把握すべき特段の事情も見出し得ない』『構成中の「900」の数字は、一般に自己の生産又は販売に係る商品の形式、規格等を表示するための記号、符号として商取引上典型的に使用されている』として、本願商標からは「ファクトリー」の称呼及び「工場」の観念を生ずると判断した。

また、引用商標2については、「SAPPORO」と「Factory」の文字について、『これらが常に一体不可分のものとして把握すべき特段の事情も見出し得ない』として、下段の「Factory」の文字部分から「ファクトリー」の称呼及び「工場」の観念をも生じ得ると判断した。

その結果、本願商標と引用商標2とは、称呼及び観念を共通にする類似する商標であるとの審決がなされた（拒絶審決）。

2. 原告（出願人）の主張の概要

原告は、本願商標についての認定（取消事由1）、引用商標（審査、審判における引用商標2。引用商標1の消滅により、本裁判で争いの対象となっているのは当該引用商標2のみであるため、以下、単に「引用商標」という。）についての認定（取消事由2）、本願商標と引用商標との類否判断（取消事由3）に誤りがあるとして、審決は取り消されるべきと主張した。

2.1 本願商標についての認定の誤り（取消事由1）について

(1)『本願商標は、「Factory900」を同一の書体（MS明朝体）で同一のフォントサイズ及び間隔で記載したものであり、特別冗長というわけでもない。また、甲8～56で立証されているように、本願商標は著名性を獲得しており、本願の指定商品である眼鏡及び眼鏡枠の取引者及び需要者は「Factory900」全体を見て商品を識別しているものであるから、一体不可分として把握すべき特段の事情があるといえる。』

『特にインターネットブログには、…本願商標とともに原告の商品のすぐれたデザイン性や機能性について記載されている。また、「Factory」のみを取り出して原告の商品として紹介しているインターネットサイトなどはなく、現実の取引において殊更「Factory」を取り出して認識されているといった事情もないことから、「Factory900」全体で一体不可分として認識されているといえる。』

(2)『そもそも、眼鏡という商品は、通常は需要者の視力にあったものを購入する必要性から、眼鏡の専門店で取り扱われるケースがほとんどであり、…その販売店に展示されている眼鏡の中から気に入ったデザインのものを購入することが多い。このことから、販売店を選択することはあっても、眼鏡及び眼鏡枠のブランド名を選択して眼鏡を購入する需要者は稀である。眼鏡及び眼鏡枠のこのような取引実態からすると、本願商標は、少なくともブランド名から購入する眼鏡及び眼鏡枠を選択するコアな層によく知られた商標となっている。』『本願商標のように需要者の間で数字部分を含む商標全体として広く認識されている場合などは、その3桁の数字を含んで自他商品識別機能・出所表示機能を発揮するものである。』

(3)『通常であれば識別力を発揮し得ないような単純な文字や普通名称であっても、「Factory」のような識別力がないか又は微弱である言葉と組み合わせる場合には、需要者はそれぞれを分離して認識しているのではなく、商標全体として認識しているものであり、全体として称呼及び観念を想起するものである。』

『本願商標中の「900」の数字部分が、商品の形式、規格等を表示するための記号、符号と認識し把握されるに止まるとした審決の認定は誤りであり、「900」の部分は「Factory」と組み合わせられて全体として一連の称呼及び観念を想起するものである。』

2.2 引用商標についての認定の誤り（取消事由2）について

(1) 『「サッポロファクトリー」は、引用商標の商標権者サッポロ都市開発株式会社が管理している、北海道札幌市の商業施設・観光地として著名であることから、殊更「Factory」の文字を抜き出して分離観察されるものではない。』

(2) 『「SAPPORO」の文字は、審決において示されるように、北海道の道庁所在地の地名である「札幌」を容易に理解させるといっても、引用商標の出願人であるサッポロビール株式会社を想起するものである。』

『サッポロビール株式会社は、ビール等の大手メーカーであり、少なくとも日本国内においては相当有名なものであるため、眼鏡、眼鏡枠のようにビール等の飲料品に類似しない商品であっても「SAPPORO」の文字を含む商標に接した需要者・取引者にとっては、サッポロビール株式会社と関連するものとの認識を持つものである。したがって、「SAPPORO」の部分に識別力がないとする審決の認定は誤りである。』

2.3 本願商標と引用商標との類否判断の誤り（取消事由3）について

『本願商標と引用商標とは、外観はもちろんのこと、称呼及び観念においても共通するものではないので、出所について混同するおそれはなく、非類似の商標というべきである。』

3. 被告（特許庁）の主張の概要

3.1 本願商標と引用商標との類否について

(1) 『本願商標の構成中の「900」の数字の部分についてみると、数字は、一般に自己の生産又は販売に係る商品の形式、規格等を表示するための記号又は符号として、取引上、類型的

に採択・使用されているものであり、文字と数字とが結合された商標に接する取引者、需要者にとっては、当該数字部分を上記の記号又は符号と認識し把握されるに止まるのであるから、本願商標の構成中の「900」の数字自体としては、自他商品の識別標識としての機能を欠くものである。』

『一方、本願商標中の「Factory」の文字は、…商品の品質等を記述的に表示する語といえるものではなく、十分に自他商品の識別標識としての機能を有するものである。』『そうすると、本願商標に接する取引者、需要者は、数字以外の文字部分である「Factory」に着目し、当該部分から生ずる「ファクトリー」の称呼及び「工場」の観念をもって取引に資することも少なくないというべきである。』

(2) 『下段の「Factory」の文字は、第1文字目を大文字、その余を小文字として角張った書体で表され、上段の「SAPPORO」の文字に比して4倍ほどの大きさで、かつ、かなり太い線で表されていることから、上段の「SAPPORO」の文字と下段の「Factory」の文字は、取引において視覚上分離して観察され、しかも、下段の「Factory」の文字が、上段の「SAPPORO」の文字に比べてかなり目立ち、引用商標に接する取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものである。』

『上段の「SAPPORO」の文字は、北海道の道庁所在地であり著名な観光地といえる「札幌」の表音を欧文字で表記したものと容易に理解され…商品の産地又は販売地であると認識するに止まるものあり、当該文字以外の部分である「工場」の意味を有する「Factory」の文字に着目し、当該部分から生ずる「ファクトリー」の称呼及び「工場」の観念をもって取引に資することも少なくないというべきである。』

3. 2 取消理由1 に対し

(1)『原告提出の証拠によっては、(以下のとおり,)本願商標に接する取引者及び需要者が、これを常に一体不可分のものとして把握するとまで、本願商標が著名なものとなっているということはできない』『従って、本願商標が常に一体不可分のものとして把握すべき特段の事情を見出し得ないとした審決の認定に誤りはない。』

(2)『本願の指定商品「眼鏡、眼鏡枠」を取り扱うこの種業界においても例外ではなく、(以下のように)3桁の数字が取引上、普通に採択・使用されている事実がある。』『したがって、本願商標中の「900」の数字部分が、商品の形式、規格等を表示するための記号又は符号と認識し把握されるに止まるとした審決の認定に誤りはない。』

3. 3 取消理由2 に対し

(1)『引用商標が、商品を表示するものとして本願の指定商品「眼鏡、眼鏡枠」の取引者及び需要者の間において常に一体不可分のものであるとまで広く認識されているとはいえないから、「Factory」の文字を抜き出して類否判断することに何ら誤りはない。』

(2)『当該「SAPPORO」の文字部分からサッポロビール株式会社を想起することがあるとしても、商品「眼鏡」について引用商標が使用された場合には、商品「ビール」と商品「眼鏡」とでは、その販売場所、原材料、用途等が全く異なることから、サッポロビール株式会社を想起することはないというべきである。』

『引用商標の構成中「SAPPORO」の文字部分は、商品の産地、販売地を示すための地名を表しているものと理解し、認識するものといえるから、「SAPPORO」の部分に識別力がないとする審決の認定に誤りはない。』

4. 裁判所の判断の概要

4. 1 本願商標についての認定

(1)『本願商標は、原告が製造販売する眼鏡を表示するものとして、業界のみならず、広範かつ重層的な需要者の間においても、広く知られていると認めることができるのであって、これに反する被告の主張は採用することができない。』

(2)『「眼鏡、眼鏡枠」において、数字が、商品の形式、規格を表示するために用いられている例があるとしても、商標の一部として用いられている例もあるから、本願商標のうち「900」の数字部分は、「一般に自己の生産又は販売に係る商品の形式、規格等を表示するための記号、符号として商取引上典型的に使用されている」(審決2頁24行～26行)とまで認めることはできない。』

(3)『「眼鏡、眼鏡枠」について、「FACTORY」、「Factory」、「factory」又は「ファクトリー」を含む多くの商標が存することからすると、必ずしも、本願商標のうち「FACTORY」の部分のみが識別力が高いということとはできない。』

(4)『…総合すると、本願商標は、一連一体のものとして認識されると解するのが相当である。』

4. 2 引用商標についての認定

(1)『引用商標は、札幌市中央区に所在する札幌都市開発株式会社が運営している大型複合施設である「サッポロファクトリー」を想起させるものといえることができる。そのことは、引用商標が「眼鏡」について使用されたとしても異なるものではないというべきである。』

(2)『引用商標は、…「サッポロファクトリー」を想起させることから、引用商標下段の

「Factory」と上段の「SAPPORO」が分離して認識されるとは解されない』

4. 3 本願商標と引用商標の類否についての判断

(1) 『本願商標は、一連一体のものと認識されて、「ふあくとりーきゅーひゃく」又は「ふあくとりーきゅーぜろぜろ」の称呼と、「工場」及び「900」の観念を生ずる。』

これに対し、引用商標からは、「さっぽろふあくとりー」の称呼と札幌市中央区に所在する大型商業施設である「サッポロファクトリー」の観念を生ずる。』

(2) 『…外観の違いも総合考慮すると、本願商標と引用商標とは商標法第4条第1項第11号にいう「類似」とはいえないと解すべきである。』(認容判決)

5. 判決からみた実務上の考察

5. 1 本願商標についての考察

(1) 本判決においては、「Factory」の部分のみが特別に識別力が高いというほどのものではなく、3桁の数字についても、商標の一部として使用されている場合もあることなどを理由として、本件商標全体で一体不可分の一つの商標を構成するものと認定している。この点については、識別力が弱い語同士を組み合わせた場合には、組み合わせた語全体で一つの商標として認識される場合があることを原告も主張しており、本判決はかかる原告の主張を概ね採用したものである。

ただし、本判決は、識別力の弱い語同士を組み合わせた場合にはそれだけで識別力を発揮するようになることを示しているのではない。少なくとも、本件商標の場合、「Factory」の文字部分には識別力があるのであって、ただその強弱の程度に応じて他の文字との結合の程度

(強さ)も変わる場合があることを示唆しているだけである。

かかる「Factory」の識別力の程度は、当該文字を含む他の登録商標との併存状況等から把握することができる。本ケースにおいては、「眼鏡、眼鏡枠」の商品分野では「ファクトリー」の文字を含む商標が34件出願されておりこの業界では当該文字を用いるのは珍しいことではないこと、また、「G-FACTORY」「P-FACTORY」「GLASSFACTORY」「アイズファクトリー/eye'sfactory」など、「FACTORY」等の文字に識別力が弱い語を組み合わせた他の結合商標が多数並存して登録されていることが原告により立証され、かかる状況に鑑みて、「Factory」の文字部分の識別力がさほど高いものではないことがこの判断の前提を形成した。従って、実務上、商標の一体不可分性を主張するに際しては、他の出願・登録状況等を十分に把握し、商標を構成する各語の識別力の程度を把握することが大切である。

(2) 一方、「900」の数字部分については、それ単独では当然識別力を発揮し得ないものである。ただし、このような数字3桁であっても、他の文字と結合した場合には、全体として識別力を発揮する場合があることを判断したのが本判決である。特許庁は、当該数字部分については一貫して、『商品の形式、規格等を表示するための記号、符号として、取引上、典型的に採択・使用されている』として、「900」の数字部分の識別力を一切否定し、その証拠として、当該業界の雑誌では、3桁の数字が、「SS-805」「CLR-100」「BM-008 col. 1」「JN-471 01」「S-131」「FF-105」「M174」(その他多数)のように記載され、各会社のウェブサイトには、「品番/キッズラビット800」,「コンデレー 001」「アヤ ウェト 573」「EDGE 008」「LAPHAS 936」「SPORT 301」「品番/彩美(サイビ) 2725」(その他多数)などとして

商品が紹介されていることを示している。

確かに、このような数字は、生産者側としては、形式や規格等を表示するための記号・符号として使用している場合も多いであろう（因みに、本願商標中の「900」の数字については、福井県眼鏡工業組合が平成6年5月から始めた統一マーク推進事業における原告メーカーの識別番号「900」に由来しているとのことである。）。

しかし、商品との関係で数字部分が識別力を発揮しているといえるかどうかは、そのような生産者側の意図にはかかわらず、需要者の視点に立って検討しなければならない。例えば、自動車業界においては、個々の車には名称を付けず、メーカー名と数字との組み合わせによって車種を特定させる場合が見受けられる。「ポルシェ911」「ベンツS600」「ホンダS2000」などの車は、知っている人からすれば、その数字部分を含めた全体で車種を識別できるのであり、こういった例は数字部分も識別機能を発揮し得る例と言ってよいであろう。本ケースはこれが眼鏡という業界に向けられているわけであるが、いかなる業界であろうとも、需要者の視点で識別力があるというためには、現実に商標が使用され、需要者が数字部分で商品を識別できているという実績、即ち、ある程度の周知・著名性がなければならぬと思われる。そのため、本ケースにおいても「Factory900」の周知・著名性が争点の一つとなっている。

5. 2 本願商標の周知・著名性についての考察

(1) このように、形式や規格と思しき数字を含む商標について、数字部分まで含めた全体で一つの商標として把握すべきかどうかについては、その商標の周知・著名度、その他取引実情等を考慮して個々のケースごとにそれぞれ検討されるべきものである。そのため、普遍的な

基準というものを確立することは困難であるが、裁判における原告の立証内容を検討することは、今後、同様の事件を処理するに際して参考になるものと思われる。

(2) 今回の事件では、原告はインターネットブログでの記載をうまく利用している。例えば、「3Dプレスによる立体形性技術はこのFactory900にしかないようで滑らかにつながった特徴的な曲面がこのブランドならではの魅力だそうです いやぁいい感じですよ」との記載、「今回購入したのは『Factory900 fa092』です!!友人がかけていたメガネがあまりにも格好良くてどこで買ったのか聞いてしまいました!?!」との記載、「今回はデザイン重視でFactory900っていうファクトリーブランドにしました」との記載、「先日東京にて購入したFactory900の眼鏡です。非常に立体的でインパクトがあります。カラーもありそうでない透明度が高いグレー。良い買い物をしました。」との記載等があることを示して、現に需要者は「Factory900」全体で商標を識別していることを証明しようとしている。ブログは、誰でもがいわば無責任に書き込めることで問題となることも多いが、それだけにある意味、消費者の正直な捉え方が反映されていると考えることもできる。

(3) その他に原告は「Factory900」の著名性を立証すべく、下記のような書面を審査・審判段階で提出している。

- ・アジア最大規模の展示会である「IOFT」において2003年～2005年にかけて3年連続で「アイウエア・オブ・ザ・イヤー」を受賞、特に2005年にはグランプリを獲得したことを証明するための表彰楯の写真
- ・本願商標が掲載された新聞記事（17件）

- ・眼鏡小売店での使用態様を証明するための各小売店のホームページの打ち出し（16件）
- ・代表的なインターネット検索エンジンである「Google」「YAHOO! JAPAN」「goo」により、「Factory 眼鏡」を検索した結果の一覧

さらに、原告は本裁判において、社団法人福井県眼鏡協会が発行した証明書、福井県眼鏡工業組合が発行した証明書、福井県歴史博物館館長の証明書、IOFT事務局長の証明書を追加提出している。ここで提出された詳しい証明書の内容は不明であるが、一般に、このような証明は、予め用意された書式に署名・捺印しただけのものより、証明する者が自分の言葉で証明した書類に署名・捺印したものの方が有効であると解される。

原告は、概ね以上のような証拠に基づいて「Factory900」の周知・著名性を主張・立証し、その結果、本願商標が、原告が製造販売する眼鏡を表示するものとして需要者、取引者の間に広く知られているとの認定を得た。

5.3 引用商標についての考察

本判決では、(ア)「サッポロファクトリー」は、札幌市中央区に所在するサッポロ都市開発株式会社が運営するショッピングモールを中心とする大型複合施設で、サッポロビール北海道工場の跡地に建設され、平成5年に開業されたこと、(イ)サッポロ都市開発株式会社は、サッポロビールグループの会社であること、(ウ)引用商標は、サッポロビール株式会社によって出願され、サッポロビールグループ内の会社の再編により、現在は、サッポロ都市開発株式会社に移転されていること、を事実として認定した上で、引用商標が「眼鏡」に使用されたとしても当該施設「サッポロファクトリー」を想起

させるから、下段の「Factory」と上段の「SAPORO」が分離されるとは解されないとの趣旨の判断がなされている。

しかしながら、引用商標中の「Factory」の文字は、かなり特徴のある字体で大きく目立つ態様で表示されていること、また、「サッポロファクトリー」は商業施設の名称にすぎないことなどに鑑みると、当該商標が「眼鏡」という商品に付されて転々市場を流通する場面においても、果たして需要者等は「SAPORO」と「Factory」とを常に一体不可分のものとして把握するものであろうか。本裁判は、査定系審判の延長線上にあるものとして、引用商標の権利者側からは周知・著名性を証する証拠は何ら提出されない以上、周知・著名性の検討には自ずと限界がある。また、本願商標については、「Factory900」が同じ書体で同じ大きさの文字で一連に記載されていることもそれを一連一体のものとして解する一つの根拠になっていたことに鑑みれば、引用商標については逆の判断が示されてもよかったようにも思われる。しかし、いずれにせよ、本願商標が「Factory900」で一体不可分の一つの商標として把握されたと考えた場合には、引用商標を分断して把握しようが一体として把握しようが本裁判の結論においては変わらないものと解される。

6. 実務上の留意点

(1) 特許庁での過去の審決例を考察すると、「21世紀」を表す「21」、「24時間」を表す「24」、ラッキーナンバーとされる「777」など、単なる記号や符号とは異なる特別の意味を持つ数字や、外観上の結合の程度などからみて一体に把握できるような商標については、数字部分を含めた全体で一体不可分の商標と判断される場合があるようである。例えば、以下の商標は、比較的最近の拒絶査定不服審判において、全体での一体不可分性が認められたものである。

〈不服2001-019920〉

Rainbow 777

〈不服2003-000872〉

MUC-21

〈不服2005-006759〉

every24

〈不服2005-022696〉

8845
COLLECTION

〈不服2007-004998〉

ERPソリューション
CAP 21

〈不服2007-030647〉

SS300
STAINLESS STEEL

ただし、特許庁の審査基準によれば、数字は原則として識別力がない（商標法第3条第1項

第5号）とされていることから、形式や規格等を表示するための記号又は符号として取引上、典型的に採択・使用されている数字部分は、出所識別標識としての称呼や観念が生じないものと解される。

従って、未使用の商標であるなど取引実情等を考慮し難い場面においては、識別力ある文字にそのような数字を結合させた商標は、特に外観上の特徴がない限り、当該文字部分を商標の要部と捉えて、先行商標との類否判断がなされることを念頭に置いて商標を採択する必要がある。

(2) ただし、現実に商標が使用され、一定の取引実情等が形成されている場面においては、それとは事情が異なる。最高裁昭和43年2月27日「冰山」事件判決（昭和39年（行ツ）110号 審決取消訴訟事件）によれば、商標法第4条第1項第11号の類否判断においては、取引実情を明らかにしうるかぎりその具体的取引状況に基づいて判断すべきとされており、本判決もそれを踏まえた内容となっている。従って、現に商標が使用されている場合においては、その商標の周知・著名度、その他取引実情等を考慮して、商標の構成態様、文字部分の識別力の強さ等との兼ね合いから数字との結合の程度が把握されるものとして対応を検討する必要がある。すなわち、商標の一体不可分性を主張する際には、ここで提出されたような証拠をもって周知・著名性を争うことになるわけであるから、出願人側としては、記号であるのか商標であるのか分からないような形でただ漫然と使用することなく、このような周知・著名性の立証を見据えた使用を行うことが肝要である。

(3) 一方、登録の阻止を考える第三者側としては、複数の構成部分を組み合わせた商標について、その結合の程度は時間の経過と共に変化するものであることを念頭に置いて、早い段階で手を打つ必要がある。例えば、分離した一

方の構成部分に先行登録を有している商標権者にとっては、取引実情等が形成される前であれば商標権侵害として使用差止等を求めることが可能であっても、それが全体で一体不可分の一つの商標として周知・著名となった後では、使用差止はもちろん、登録の阻止さえ困難となる。インターネットが普及した今日、同業他社の動向を探ることは比較的容易に行うことが可能であるから、定期的に検索エンジン等を利用したチェックをすることが大切である。

7. 最後に

今から30年以上前の話であるが、本ケースに極めて似た事例が裁判で争われたことがあった。出願商標「ハンディ600」の一体不可分性を争点としたものである。ここでは、「ハンディ600」からは「ハンディ」の称呼も生じ得るとして、先行登録商標である「ハンディ」に類

似すると判断された（東京高裁昭和53年（行ケ）第24号 審決取消訴訟事件）。当該判決では、『「ハンディ」と「600」の両語が、これを分離して称呼することが取引上不自然であるほど不可分的に結合されている等の特段の事情を認めるに足りる証拠もない。』と説示していることからみて、本ケースとは取引実情の面で大きな相違があったようであり、「特段の事情」さえあれば一体不可分性が認められたであろうと思われる。

そのように考えると、時代が変遷してもなおその考え方は変わってはいないようであり、それはおそらく将来においても同様であろう。故に、この判決例の考察が、今後同様の事例を処理するに際しての一助となる場面があれば幸いである。

（原稿受領日 2009年10月14日）

